

2019 年 3 月 18 日

山口県知事 村岡嗣政様

日本基督教団 宇部緑橋教会
〒755-0031 宇部市常盤町 1-1-9
Tel/Fax 0836-21-8003
info@midoribashi.org

知事の山口県護国神社参拝に関する質問と要望

日頃より県民のためにお働き下さり感謝申し上げます。

さて、2019 年 1 月 25 日付回答書（平 30 長寿社会第 959 号）を受領しました。そこで、健康福祉部長寿社会課長は、山口県護国神社への参拝は「社会的儀礼」と強弁し、参拝継続の意向を示されました。そこに現れている歴史認識と憲法軽視の姿勢には深い憂慮を覚えました。

そこでわたし共は、ここに改めて質問と要望をいたします。質問に対するご回答は、まとめることなく、個別にご回答下さい。

1. 参拝されている「山口県護国神社慰霊大祭」（以下「慰霊大祭」）の主催者は誰だと認識されているのでしょうか。
2. 参拝は、村岡知事以前からされているようですが、いつから（何年から）始まったのでしょうか。
3. 「慰霊大祭」へは「県遺族連盟等からの案内を受け」て参拝・参列されているとのことですが、案内者について正確な名称を全てご教示下さい。
4. 「慰霊大祭」は、春と秋の年二回開催されているようですが、それぞれに、どの役職の方々が何名、参拝あるいは参列しているのでしょうか。また、それぞれの参拝・参列の時間についてご教示下さい。
5. 参拝・参列のための移動手段をご教示下さい。自動車の場合、公用車か否かを合わせてご教示下さい。
6. 参拝・参列にあたり、玉串料や真榊料など、何らかの奉納はされているのでしょうか。されている場合、それは何か、またその費用が公費か否かをご教示下さい。
7. 他の宗教施設において、遺族が参列し戦没者を追悼・慰霊し、且つ参拝・参列の要請があった場合、同様に参拝・参列されるのでしょうか。しない場合は、その差違についてご説明下さい。
8. 「慰霊大祭」は紛れもなく宗教儀礼ですが、それがあたかもなくなるかのように「社会的儀礼」にすり替わる論理をご説明下さい。
9. 回答書は、課長名のみで押印也没有。その理由についてご教示下さい。また、知事名との差違、押印がある場合との差違について、ご説明下さい。

本書に対するご回答は、本書を受領されてから一ヶ月以内を目途に文書で手交して下さい。当方が伺います。またその際には、手交も含めてで構いませんので、最短でも一時間の質疑応答の時間を設けて下さい。日程調整のご連絡をお待ち申し上げます。

以上